

関節液検査に関するお知らせ

(管理番号: 22-0066)
2022年6月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、下記検査項目におきまして、実施料の設定等の検査要項の変更を
させていただくこととなりましたので、取り急ぎご案内申し上げます。

謹白

記

■ 検査要項

項目コード	797	798
検査項目	ピロリン酸Ca結晶	尿酸Na結晶
保険点数	50点	
診療報酬点数表区分	「D004」穿刺液・採取液検査の「2」	
備考	ピロリン酸Ca結晶に実施料(50点)を設定します	

関節水腫を有する患者であって、結晶性関節炎が疑われる者に対して実施した場合、一連につき1回に限り算定する。なお、当該検査と区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

※ 797、798 のいずれの項目コードでご依頼いただいても、「ピロリン酸Ca結晶」・「尿酸Na結晶」の両方を検査してご報告いたします。
単項目のみのご依頼は受託できません。

■ 適用日

2022(R4)年 8月 1日(月)ご依頼分より